

◆手数料の返金制度について

当事業所は返金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合、手数料を返戻する制度）を設けています。詳細は以下のとおりです。

当事業所の紹介により求職者が入職日より3ヶ月以内に自己都合による退職または求職者の責に基づく事由により解雇（法的に正当な理由が認められる解雇に限る）により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還するものとする。また、求人者は求職者の退職から30日以内に退職した旨を当事業所に伝えるものとし、退職から30日を超えた後に連絡を受けたものに関しては返金しないものとする。

- ① 入職日以後1ヶ月以内の場合は紹介手数料の70%を返還するものとする
- ② 入職日以後1ヶ月より2ヶ月以内の場合は紹介手数料の50%を返還するものとする
- ③ 入職日以後2ヶ月より3ヶ月以内の場合は紹介手数料の30%を返還するものとする

以下の場合、返金制度は適用されません

- ・ 求人者の責による退職・解雇
- ・ 求職者の死亡・天災等、不測の事態による退職

また、返金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

K S P株式会社

広島県福山市神辺町大字西中条956番地3